

第 16 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成25年2月26日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第16回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録
目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
欠席議員の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
提出議案の上程及び提案理由説明	5
第1号議案の審議の宣告	7
事務局長の議案概要説明	7
第1号議案の質疑、討論、採決	7
第2号議案の審議の宣告	8
事務局長の議案概要説明	8
第2号議案の質疑、討論、採決	9
第3号議案の審議の宣告	10
事務局長の議案概要説明	10
第3号議案の質疑、討論、採決	10
第4号議案の審議の宣告	11
事務局長の議案概要説明	11
第4号議案の質疑、討論、採決	12
第5号議案の審議の宣告	13
事務局長の議案概要説明	13
第5号議案の質疑、討論、採決	14
第6号議案の審議の宣告	15
事務局長の議案概要説明	15
第6号議案の質疑、討論、採決	16
第7号議案の審議の宣告	17
事務局長の議案概要説明	17
第7号議案の質疑、討論、採決	20
第8号議案の審議の宣告	21
事務局長の議案概要説明	21
第8号議案の質疑、討論、採決	23

議第 1 号議案の上程、審議、採決	23
広域連合長の閉会挨拶	24
閉会の宣告	24
資 料	
議案の送付について	25
議案の提出について（議第 1 号議案）	26
議決一覧	28

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成25年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第16回定例会を次のとおり招集する。

平成25年2月12日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 平成25年2月26日（火）
午後2時
- 2 場 所 高知市本町5丁目3-20
高知共済会館
3階 大ホール「桜」

議 員 席 次

- | | | | | | |
|-----|---------|----|---------|----|---------|
| 1番 | 板原 啓文 君 | 2番 | 有岡 正幹 君 | 3番 | 柴岡 邦男 君 |
| 4番 | 中平 富宏 君 | 5番 | 林 竹松 君 | 6番 | 岡崎 豊 君 |
| 7番 | 木下 清 君 | 8番 | 土居 豊榮 君 | 9番 | 朝倉 慧 君 |
| 10番 | 永田 耕朗 君 | | | | |

議事日程

平成25年2月26日 午後2時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 提出議案の提案理由説明
- 第4 第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第5 第2号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第6 第3号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第7 第4号議案 平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第8 第5号議案 平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第9 第6号議案 平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第10 第7号議案 平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 第8号議案 高知県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画議案
- 第12 議第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項を指定する議案

出席議員

1 番 板原 啓文 君 2 番 有岡 正幹 君 4 番 中平 富宏 君
6 番 岡崎 豊 君 7 番 木下 清 君 8 番 土居 豊榮 君
9 番 朝倉 慧 君 10番 永田 耕朗 君

欠席議員

3 番 柴岡 邦男 君 5 番 林 竹松 君

説明のために出席した者

広域連合長 岡崎 誠也 君
副広域連合長 吉岡 珍正 君 橋詰 壽人 君
代表監査委員 吉本 雅史 君
会計管理者 宇都宮孝志 君
事務局長 伊藤 博昭 君

議会事務局職員出席者

事務局次長 瀧 祐藏 君
書記 北 重紀 君 山崎 和幸 君 安本 剛 君
 北岡 由梨 君

広域連合事務局職員出席者

事業課長 小笠原正明 君
事業課課長補佐 村田 憲司 君 谷脇 昌子 君

◎開会の宣告

- 議長（岡崎豊君） それでは、ただいまより、平成25年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第16回定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

午後2時 開会

◎欠席議員の報告

- 議長（岡崎豊君） 最初に、欠席議員の報告であります。

柴岡邦男議員及び林竹松議員から、本日欠席の届出がありましたので、ご報告します。

◎議事日程の報告

- 議長（岡崎豊君） それでは、議事日程の報告に移ります。これからの議事は、お手元に配布されております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎豊君） ご異議ないものと認めます。

よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、議会会議規則第89条の規定により、議長が指名をいたします。

会議録署名議員は、8番土居豊榮議員、9番朝倉慧議員のお二人の方をお願いいたしますので、よろしくお願いたします。

◎会期の決定

- 議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第2、会期の決定につきまして、議会会議規則第4条の規定により、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、2月26日の1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） ご異議ないものと認め、本日1日と決定いたしました。

◎提出議案の上程及び提案理由説明

○議長（岡崎豊君） それでは、これより、日程第3、提出議案の提案理由の説明に入ります。

第1号議案から第8号議案までを一括議題といたします。
広域連合長から提案理由の説明を求めます。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（岡崎豊君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、ご多用中のところ、第16回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関連する状況等につきまして、国政の動向を含めまして申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、昨年8月に成立しました社会保障制度改革推進法に基づき発足しました社会保障制度改革国民会議において、今年8月までに結論を得るように検討がなされることとなっておりますが、昨年末に実施されました衆議院議員選挙による政権交代が行われたことから、本格的な議論は始まったばかりであります。

将来においても持続可能な医療保険制度を構築するためには、急速に進展する少子高齢化のなかで、引き続き増大していく医療費の負担のあり方は極めて重要な課題であります。

このため、当広域連合としましても全国後期高齢者医療広域連合協議会等と連携し、国民皆保険制度を基本として、高齢者を始め全ての国民の方々が必要な医療を適切に受けられるよう、国に対し積極的に意見を述べてまいります。

高齢者医療を取り巻く政治状況は依然として不透明であります。後期高齢者医療制度がスタートしてほぼ5年が経過し、制度施行当初は、国民の方々への周知が不十分であったことなどから混乱が生じた時期もありましたが、近頃は苦情などもほとんど無く、この制度は国民の方々により一定定着してきているものと認識しております。

当広域連合においても、平成19年度に作成しました広域計画に基づき、市町村と協力しながら、事務処理体制の確立などに努めてきた結果、現在では被保険者の方々の理解も進み、ある程度安定した運営がなされるようになって来ましたが、今後増大する医療費の適正化などの課題に対する検討が必要になってきております。

今定例会には、現行の広域計画が今年度で終了することから、来年度以降の5カ年における基本方針を定める第2次広域計画案をご提案しておりますが、この新たな広域計画に基づき、医療費適正化などの様々な課題への対応を図りながら、被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう適切かつ円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

以下、議案についてご説明を申し上げます。

今回提案いたします議案は、条例議案3件、予算議案4件、その他の議案1件です。

まず、条例議案につきましてご説明申し上げます。

第1号議案の後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、再任用職員であります現在の事務局次長の退職に伴う必要な改正を行うものです。

第2号議案の後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案は、障害者自立支援法の名称が変更になること等に伴い、必要な改正を行うものです。

第3号議案の後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案は、制度の円滑な定着のために特例措置として実施しています、所得の少ない被保険者の方々等に対する保険料の軽減措置の延長に必要な条例の改正を行うものです。

次に、予算議案につきましてご説明いたします。

第4号議案の平成24年度後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれから不用が見込まれます670万円を減額し、総額を7,946万2千円とするものです。

第5号議案の平成24年度後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、療養給付費の支出が当初算定より少なくなることが見込まれること等から、歳入歳出それぞれ21億8,600万2千円を減額し、総額を1,318億1,910万2千円とするものです。

第6号議案の平成25年度後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、当広域連合の総務部門に係る経費に関連します予算であり、当初予算の規模は対前年度当初比で243万1千円増の8,654万8千円となっております。

第7号議案の平成25年度後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、被保険者の医療費に係る保険給付を主体とする予算となっており、引き続き医療費の伸びが見込まれていることから、当初予算の規模は対前年度当初比で33億9,800万円増の1,359億500万円となっております。

次に、その他の議案につきましてご説明いたします。

第8号議案の後期高齢者医療広域連合第2次広域計画議案につきましては、現行の広域計画の期間が今年度までとなっていることから、新たな第2次広域計画について議決をお願いするものでございます。

以上、提出いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げますが、

よろしくご審議の上、適切なお決定をお願いいたします。

◎第1号議案の審議の宣告

○議長（岡崎豊君） どうも、ありがとうございました。

それでは、日程第4、第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎豊君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。着席のまま結構ですので、説明の方をお願いいたします。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（岡崎豊君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案についてご説明をいたします。

お手元の議案及び説明書の1ページ及び別冊の定例会説明資料の1ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

この議案は、本年度末で現在の、再任用職員である事務局次長が再任用職員の定年を迎えることにより、次長が再任用職員である場合の給料について規定しています。条例の第4条第2項及び、別表第4条第2項関係ですが、適用を受ける者がいなくなることから、この規定を削除するものでございます。

また、第9条において用いています再任用短時間勤務職員の定義を、第4条第2項において、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員としていましたが、第4条第2項が削除されることにより、定義が無くなるため、第9条において必要な用語の整理を行うものでございます。

以上でございます。

◎第1号議案の質疑、討論、採決

○議長（岡崎豊君） はい、ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） ないようですので、質疑は終了いたします。

○議長（岡崎豊君） つづきまして、討論を行います。
討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。
これより、第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。
第1号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岡崎豊君） 挙手全員であります。
よって、第1号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第2号議案の審議の宣告

○議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第5、第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎豊君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（岡崎豊君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案についてご説明いたします。

議案及び説明書の2ページ及び定例会説明資料の4ページをお願いします。

よろしいでしょうか、この議案は、障害者自立支援法が一部改正されることに伴い、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害

補償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、この条例第15条第2号で引用しております障害者自立支援法の題名が、平成25年4月1日より、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と改正されるため、条例において引用しています法律の題名の改正をおこなうものです。

また、障害者自立支援法の第5条第10項が削除されることにより、同法第5条第12項が第11項へと項番号にずれが生じることに伴う改正も併せて行いますが、この項番号のずれに係わります法の施行日が平成26年4月1日であるため、この部分の施行日は、附則ほうで平成26年4月1日としております。

以上でございます。

◎第2号議案の質疑、討論、採決

○議長（岡崎豊君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） これにて、質疑は終了いたします。

○議長（岡崎豊君） つづきまして、第2号議案につきましての討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） 討論はございませんので、討論は終了いたします。

これより、第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

第2号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岡崎豊君） 挙手全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第3号議案の審議の宣告

- 議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第6、第3号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（岡崎豊君） 議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

- 議長（岡崎豊君） 伊藤事務局長。

- 事務局長（伊藤博昭君） 第3号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案についてご説明をいたします。

議案及び説明書の3ページ及び定例会説明資料の20ページをお願いいたします。

この議案は、後期高齢者医療制度を円滑に導入するために、特例的に実施しております、所得の少ない被保険者及び、被用者保険の被扶養者であった被保険者の、保険料の軽減措置について、国の平成24年度補正予算により、この措置が延長されることになったことから、この措置に対応して、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例附則第2条で規定しています基金の設置期限を、平成25年3月31日から平成26年3月31日へ、1年間延長をする改正を行うものでございます。

以上でございます。

◎第3号議案の質疑、討論、採決

- 議長（岡崎豊君） はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎豊君） はい、質疑なしと認め、質疑は終了いたします。

- 議長（岡崎豊君） つづきまして、第3号議案について討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第3号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

第3号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岡崎豊君） 挙手全員であります。

よって、第3号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第4号議案の審議の宣告

○議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第7、第4号議案、平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎豊君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（岡崎豊君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 第4号議案、平成24年度後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の5ページをお願いします。よろしいでしょうか。

今回の一般会計の補正予算案は、歳入歳出それぞれ670万円を減額するものでございまして、補正後の総額は、それぞれ7,946万2千円となります。

次に14ページをお願いします。

まず歳出からご説明をいたします。総務管理費の一般管理費ですが、総務課職員人件費の実績が、当初予算より少なくなる見込みとなったことにより、派遣元市町村への人件費負担金や時間外勤務手当等の減額などで670万円の減額となっております。

次に少し戻っていただいて11ページをお願いします。

次に歳入ですが、市町村負担金の1,102万3千円の減額は、先ほどの人件費負担金などの減額と、預金利子などのその他の収入が増額となったことから主な財源であります市町村負担金を減額するものです。

次に12ページをお願いします。

諸収入の連合預金利子の227万9千円の増額は、普通預金及び定期預金の利息収入が見込まれることによるものです。

次に13ページをお願いします。

財政調整基金繰入金の204万4千円の増額は、前年度の一般会計の剰余金を基金に積み立てていたものを全額取り崩しまして、一般会計における事務費に充て、市町村負担金の軽減を図るものです。

以上が平成24年度一般会計補正予算の概要でございます。

◎第4号議案の質疑、討論、採決

○議長（岡崎豊君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） これにて、質疑は終了いたします。

○議長（岡崎豊君） つづきまして、第4号議案につきましての討論を行います。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第4号議案、平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を採決いたします。

第4号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岡崎豊君） 挙手全員であります。

よって、第4号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第5号議案の審議の宣告

- 議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第8、第5号議案、平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。
-

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（岡崎豊君） 議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

- 議長（岡崎豊君） 伊藤事務局長。

- 事務局長（伊藤博昭君） 第5号議案、平成24年度 後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の17ページをお願いします。

この補正予算は、第1条のとおり歳入歳出それぞれ21億8,600万2千円を減額し、歳入歳出予算総額を1,318億1,910万2千円とするものですが、これは、主に、保険給付費をこれまでの実績に基づき減額するものでございます。

補正内容について説明させていただきますが、27ページをお願いします。よろしいでしょうか。

まず、歳出についてご説明します。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の派遣職員人件費負担金の850万円の減額は、市町村から派遣されています事業課職員13名の給与の実績見込みにより、市町村への負担金が減額となるものでございます。

次に28ページをお願いします。

2款、保険給付費につきましては、1項、療養諸費に計上しております、1目、療養給付費から、3目、療養費までの合計で、29億284万1千円を減額し、2項、高額療養費に計上しております、1目、高額療養費と、2目、高額介護合算療養費の合計で、1億3,294万円を減額し、2款合計で、30億3,578万1千円を減額するものでございます。

保険給付費については、被保険者の増加や、医療の高度化に伴う1人あたり給付費の増加などにより、当初は6.2%の伸びを見込んでおりましたが、3月から11月診療分の9ヶ月の保険給付実績、及び残り3ヶ月についての推計により不用になると見込まれる保険給付費について、減額を行うものでございます。

次に29ページをお願いします。

6款、基金積立金、1項、基金積立金、1目、臨時特例基金積立金につきましては、制度創設時に特例として設けられました、低所得者に対する均等割額の9割軽減や8割5分軽減などの保険料軽減の財源として交付を受ける、高齢者医療制

度円滑運営臨時特例交付金を、来年度の保険料軽減の財源に充てるために、後期高齢者医療制度臨時特例基金へ積立てるものでございます。

次に少し戻っていただいて、23ページをお願いします。

歳入についてご説明いたします。

1款、市町村支出金、1項、市町村負担金のうち、1目、事務費負担金につきましては、後期高齢者医療の資格管理・賦課・給付業務を行う事業課職員の人件費が、実績見込みから減額となることに伴い、財源である市町村からの負担金を850万円減額するものです。

2目、保険料負担金につきましては、所得の低い被保険者に対する保険料均等割額の7割、5割、2割軽減などの軽減措置を行ったことによる減収につきましては、市町村からの基盤安定負担金により補填をする仕組みとなっておりますが、軽減額が確定したことに伴い、負担金を2,241万5千円減額するものです。

次の3目、療養給付費負担金、また24ページの2款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、療養給付費負担金とその下の、2項、国庫補助金、1目、調整交付金、25ページの3款、県支出金、1項、県負担金、1目、療養給付費負担金、26ページの4款支払基金交付金の1目、後期高齢者交付金につきましては、それぞれ保険給付費に対して、国や県・市町村などがルールとして一定割合を負担又は交付をしているものでありまして、保険給付費が減額となることから、これらの負担金等についても併せて減額するものでございます。

次に、24ページの2項、国庫支出金の6目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、保険料の均等割の9割や8割5分軽減、所得割の5割軽減など、法定軽減に追加して実施される国の特別対策による保険料軽減措置により、減収となる保険料の補填として前年度に交付されるもので、平成25年度の保険料軽減措置分として、8億5,827万9千円が交付されることとなったものです。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

◎第5号議案の質疑、討論、採決

○議長（岡崎豊君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） ないようでございますので、質疑は終了いたします。

○議長（岡崎豊君） つづきまして、第5号議案につきまして討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第5号議案、平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

第5号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岡崎豊君） 挙手全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第6号議案の審議の宣告

○議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第9、第6号議案、平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎豊君） 議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（岡崎豊君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 第6号議案、平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の31ページをお願いします。

平成25年度の当初予算は、第1条のとおり歳入歳出それぞれ8,654万8千円で、今年度と比較し、243万1千円の増となっています。

また、一時的に資金が不足した場合の一時借入金の限度額は、1千万円としています。

37ページをお願いします。

まず歳入についてご説明いたします。

1款、分担金及び負担金の1項、1目、市町村負担金は、事務局長及び総務課職員の人件費を始めとした一般管理費や議会費などを賄うための市町村からの負

担金です。

次に、38ページをお願いします。

2款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、保険料不均一賦課負担金及び、次の39ページの3款、県支出金、1項、県負担金、1目、保険料不均一賦課負担金は、各市町村における平成15年度から17年度までの老人医療費が、県の平均に比べて20パーセント以上低かった東洋町をはじめとした8町村において行っています、保険料の不均一賦課による保険料収入の減少分として、国及び県からそれぞれ減収分の2分の1ずつ、1,550万7千円の交付を受けるものでございます。

次に、43ページをお願いします。

歳出について主なものをご説明いたします。

1款、議会費は、広域連合議会を開催するための経費で、63万6千円を計上しています。

次に、44ページをお願いします。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目の一般管理費は、事務局の総務部門を運営する経費でございまして、主なものは、事務局長および総務課の職員合わせて6名分の、派遣元である県や市町村への人件費負担金が4,200万円、14節、使用料及び賃借料の当広域連合事務所賃借料の223万1千円などでございます。

次に、47ページをお願いします。

3款、民生費3,101万5千円は、先ほど歳入でご説明しました国及び県からの保険料不均一賦課負担金を、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものでございます。

平成25年度一般会計予算の説明は以上でございます。

◎第6号議案の質疑、討論、採決

○議長（岡崎豊君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） 質疑なしと認めます。よって、質疑は終了いたします。

○議長（岡崎豊君） つづきまして、第6号議案につきましての討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第6号議案、平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

第6号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（岡崎豊君） 挙手全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第7号議案の審議の宣告

○議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第10、第7号議案、平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎豊君） 議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

(伊藤事務局長挙手)

○議長（岡崎豊君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 第7号議案、平成25年度後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の53ページをお願いします。

まず、歳入歳出の総額は、第1条のとおり、1,359億500万円でございます。

また、一時的に資金が不足した場合の一時借入金の限度額は30億円としております。

次に60ページをお願いします。

平成25年度歳入歳出予算は、後期高齢者医療の各種管理を行いますシステム機器の更新が終了したことなどから、前年度と比較し、1款、総務費は3億154万3千円の減となりましたが、被保険者1人当たりの保険給付費が引き続き増加すると見込まれることから、2款、保険給付費は、36億9,353万8千円増加するため、歳入歳出合計は、それぞれ前年度と比較し、33億9,800万円の増額となっております。

それでは歳入歳出予算の内容についてご説明させていただきます。

まず、歳出からご説明をさせていただきます。

69ページをお願いします。よろしいでしょうか。

1款、総務費につきましては、医療費の保険給付を行うための、被保険者の資格管理、保険料賦課、給付などの事務的経費で、平成24年度予算に計上しており

ました、後期高齢者医療の各種管理を行いますシステム機器の更改が終了したことなどにより、前年度より3億154万3千円少ない、3億41万4千円を計上しております。

主なものとしたしましては、まず、12節、役務費の通信運搬費は、被保険者への医療費通知や高額療養費などの支給決定通知の郵便料の経費として、3,001万円を、また、レセプト点検に必要な、レセプトの画像処理の手数料として1,326万6千円、交通事故などの第三者求償事務手数料として1,680万円を計上しております。

次に13節、委託料の電算処理システム運用等委託料及び保守等委託料は、現在、被保険者の資格管理や保険料賦課などを行っています電算処理システムの運用及び保守等の委託料で、合計で、6,460万5千円を計上しています。

70ページをお願いします。

同じく委託料のレセプト点検等委託料は、医療機関からの診療報酬の請求内容が適正かどうかの点検や特別調整交付金の申請のために必要な結核・精神に係るレセプトの集計のための委託料でございます、4,264万8千円を計上しています。

19節の、派遣職員人件費負担金は、事業部門の職員13名の派遣元市町村への人件費分として、9,100万円を計上しております。

71ページをお願いします。

2款、保険給付費、1項、療養諸費につきましては、保険医療機関へ診療報酬を支払います療養給付費や、柔道整復やコルセットなどの現金給付のための療養費や、国保連合会への審査支払手数料などで、前年度と比べ34億5,084万2千円増の1,291億6,111万1千円を計上しております。

72ページをお願いします。

2項、1目の高額療養費につきましては、1ヶ月の自己負担が所得に応じた一定の限度額を超えた部分について支給するもので、58億6,650万6千円を計上しております。

2目、高額介護合算療養費は、高齢者医療と介護保険の自己負担の合計が、一定の限度額を超えた部分について支給するもので、1億1,922万5千円を計上しております。

3項、その他医療給付費のうち、1目、葬祭費は、1件あたり3万円の支給をしております、2億1,027万円を計上しております。

2目、その他医療給付費は、災害等により所得減少となった方の、一部負担金を減免した場合の一部負担金相当分でございます、88万6千円を計上しております。

73ページをお願いします。

3款、1項、1目の財政安定化基金拠出金、1億1,992万5千円は保険料の収納不足や、予想を上回る給付の増大による財政赤字に対応するため、高知県に設置されています基金に、国、県、広域連合が保険給付費の0.09%をそれぞれ拠出するものです。

74ページをお願いします。

4 款、1 項のうち、1 目の特別高額医療費共同事業拠出金2,250万2千円につきましては、1 件400万円を超える高額な医療費の発生による保険財政の悪化を避けるため、国保中央会が実施しています、全国の広域連合が共同で負担する仕組みである特別高額医療費共同事業に対する拠出金でございます。

2 目の特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、共同事業実施のために必要な事務費について拠出するものです。

75ページをお願いします。

5 款、保健事業費の1項、1 目、健康診査費2,848万3千円は、被保険者の健康診査を市町村に委託して実施していただく経費と、国保連合会に委託して行います医療機関等へ健診費用の支払事務等に要する経費です。

2 目、健康増進事業費4,000万円は、市町村が行います、はり・きゅう・マッサージや肺炎球菌ワクチン接種への助成など被保険者の健康増進事業に対する補助金です。

76ページをお願いします。

6 款、1 項、基金積立金は、それぞれの基金の利子を積立てるため、50万6千円を計上しております。

77ページをお願いします。

7 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金は、保険料の還付金等として2,510万円を計上しております。

次に歳入について主なものご説明をさせていただきます。

少し戻っていただきまして、61ページをお願いします。

1 款、市町村支出金のうち、1 項、1 目の事務費負担金2億9,936万7千円は、特別会計で支出しています人件費などの事務費を賄うための市町村からの負担金で、平成24年度に実施いたしました、電算機器の更新が完了したため、対前年度と比べ3億25万6千円の減となっております。

2 目、保険料負担金98億2,891万6千円のうち、保険料負担金71億1,952万8千円は、市町村が徴収いたしました保険料を、広域連合へ納付するものでございます。

基盤安定負担金の27億938万8千円は、所得の低い方の保険料の軽減分として市町村が県負担金と合わせまして広域連合へ納付するものです。

3 目、療養給付費負担金は、対象となる保険給付費のうち、市町村が負担する12分の1の、108億9,294万2千円を計上しています。

62ページをお願いします。

2 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金のうち、1 目、療養給付費負担金326億7,882万6千円は、対象給付費のうち、国が負担する12分の3を計上しております。

2 目、高額医療費負担金は、レセプト1 件あたり80万円を超える医療費について、その4分の1ずつを国及び県が負担するもので、国の負担金分としまして、4億8,773万5千円を計上しております。

次に、2 項、国庫補助金、1 目、調整交付金のうち、広域連合間の所得格差に

よる保険料への影響を緩和するための普通調整交付金を、122億7,383万円を計上しております。

また、特別調整交付金につきまして、結核・精神関係の給付費が、保険給付費に占める比率が高い場合などに交付されることとなっており、5億5,440万円を計上しております。

63ページをお願いします。

3款、県支出金、1項、県負担金、1目、療養給付費負担金は、対象給付費の12分の1の、108億9,294万2千円を、また、2目、高額医療費負担金は、国庫負担金と同額の4億8,773万5千円を計上しております。

また、3目、財政安定化基金交付金11億2,878万8千円は、平成24・25年度の保険料率の急激な上昇を抑制するための財源として、県に設置されています財政安定化基金から交付されるものでございます。

64ページをお願いします。

4款、1項、支払基金交付金の、1目、後期高齢者交付金の547億4,206万5千円は、国保などの医療保険者が拠出したしました後期高齢者支援金を、社会保険診療報酬支払基金を通じ、交付を受けるものでございます。

65ページをお願いします。

5款、特別高額医療費共同事業交付金の2,031万4千円は、レセプト1件あたり400万円を超える医療費の発生による財政負担の軽減を図るために、国保中央会から交付を受けるものでございます。

66ページをお願いします。

6款、繰入金、1項、一般会計繰入金3,101万5千円は、一般会計で受け入れた国、県からの保険料不均一賦課の負担金を特別会計に繰入れるものでございます。

2項、基金繰入金、1目、臨時特例基金繰入金につきましては、平成25年度における所得の低い方、及び、被用者保険の被扶養者でありました方の保険料の軽減措置などの財源とするために、8億9,428万7千円を計上しており、また2目、事業運営基金繰入金4億6,595万4千円につきましては、保険料の上昇を抑えるための財源とするために基金から繰り入れるものです。

68ページをお願いします。

8款、諸収入、3項、雑入、1目、第三者納付金の1億6,000万円は、交通事故など第三者による怪我の治療などに要した医療費について損害賠償請求権に係る納付金を計上しております。

以上で、平成25年度後期高齢者医療特別会計予算のご説明を終わらせていただきます。

◎第7号議案の質疑、討論、採決

○議長（岡崎豊君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） それでは、質疑は終了いたします。

○議長（岡崎豊君） つづきまして、第7号議案につきましてもの討論を行います。
討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎豊君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。
これより、第7号議案、平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
第7号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岡崎豊君） 挙手全員であります。
よって、第7号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第8号議案の審議の宣告

○議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第11、第8号議案、高知県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画議案を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎豊君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（伊藤事務局長挙手）

○議長（岡崎豊君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤博昭君） 第8号議案高知県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画議案についてご説明をいたします。
お手元の議案及び説明書の81ページをお願いします。
この議案は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域連合に作成が義務付けられています広域計画について、現計画の計画期間が、今年度末で満了するこ

とに伴い、来年度から5カ年間の期間とする、新たな第2次計画を作成するものです。

この新しい広域計画は、計画の趣旨、本県の現状と課題、基本方針、広域連合と市町村の事務分担、計画期間と改定等の構成となっております。

まず、計画の趣旨は、高齢者医療を取り巻く状況が、高齢化の進展や医療費の増加などにより厳しさを増している中、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に向けた基本的な方針及び必要な施策等を定めるものでございます。

82ページをお願いします。

高齢者医療の現状と課題ですが、高知県の被保険者数については、全国よりも増加割合は緩やかであるものの、今後とも増加し、平成47年には、全人口のほぼ4人に一人が75歳以上の高齢者になると見込まれております。

83ページをお願いします。

また、医療費の状況としましては、人口当たりの病床数が全国と比較し約2倍と多いことなどから、現在、1人当たり医療費は、全国でも第2位の高額となっております。

また、このことや被保険者の所得が少ないことから、被保険者の保険料率は、全国で第3位と高率となっております。

84ページをお願いします。

このような状況の中、保険料率は医療の高度化などによる1人当たり医療費の増加により、今後とも上昇すると見込まれますが、一方で被保険者の所得は、現在伸び悩んでおります。

このため、保健事業の充実や医療費適正化の取り組みを進め医療費の増加の抑制を図るとともに、健全な財政運営などにより、制度の適切かつ円滑な実施に努める必要があります。

85ページをお願いします。

以上のような課題を踏まえまして、広域連合の今後の5年間の取り組み方針といたしまして、まず、健全な財政運営のための保険料率の設定と収納率の確保、医療費の増加を抑制するための診療報酬明細書の点検業務の充実やジェネリック医薬品の使用促進など医療費適正化の推進、また、健診事業や保健事業による被保険者の健康づくりの推進、これらのことを着実に実施するために、被保険者の理解を促進するための広報活動の充実、制度を円滑に執行するための事務処理の適正化及び効率化に努めていくこととしております。

86ページをお願いします。

この基本方針を実現するためには、広域連合だけではできないことから、市町村と広域連合で、被保険者の資格管理や保険料の賦課など業務ごとに適切な事務分担を行うとともに、緊密な連携のもと、お互いが協力しながら業務の執行に取り組んでまいることとしております。

なお、この計画の期間は、来年度から平成29年度までの5カ年間としております。

計画につきましての説明は以上でございます。

◎第8号議案の質疑、討論、採決

- 議長（岡崎豊君） それでは、これより質疑を行います。
質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎豊君） 質疑はございませんので、質疑は終了いたします。

- 議長（岡崎豊君） つづきまして、第8号議案について討論を行います。
討論はありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎豊君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第8号議案、高知県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画議案を採決いたします。

第8号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（岡崎豊君） 挙手全員であります。
よって、第8号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
-

◎議第1号議案の上程、審議、採決

- 議長（岡崎豊君） つづきまして、日程第12、議第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項を指定する議案についてを審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

では、お諮りいたします。この議案につきましては、議員の皆様から提出をされた議案でありますので、提案理由の説明は省略をし、直ちに採決いたしたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎豊君） 御異議なしと認めます。よって、これより議第1号議案を採

決いたします。議第1号議案については、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（岡崎豊君） 挙手全員であります。

よって、議第1号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎広域連合長の閉会挨拶

○議長（岡崎豊君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（岡崎豊君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 本日は、議員の皆様方におかれましては、ご多用のところご参集いただき、ご審議を賜り、全議案につきまして適切にご決定を賜りありがとうございました。

昨年12月の衆議院議員選挙に伴う政権交代が行われ、後期高齢者医療制度のあり方については、現在論議が行われております社会保障制度改革国民会議において、一定の方向性が出される見込みでありますので、今後の国民会議の動向、そして国の動向を十分注視をしてみたいと考えております。

我々医療保険制度を預かる者としましては、引き続き市町村と連携を密にし、円滑な制度運営に努めるとともに、高齢者の方々が引き続き適切な医療を受けることができるよう、国等関係機関に対しまして積極的に意見を申し上げてまいりますので、議員の皆様方の今後とものご支援をお願い申し上げます。

まだまだ寒い時期もありますが、議員の皆様方の益々のご健勝をご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（岡崎豊君） これをもちまして、平成25年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第16回定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後2時51分 閉会

資 料

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 岡崎 豊 様

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

平成25年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第16回定例会に提出するため、
下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- 第 1 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 2 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 3 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号議案 平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第 5 号議案 平成24年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 6 号議案 平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 7 号議案 平成25年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合第 2 次広域計画議案

平成 25 年 2 月 26 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 岡崎 豊 様

高知県後期高齢者医療広域連合

議会議員 板原 啓文
議会議員 有岡 正幹
議会議員 柴岡 邦男
議会議員 中平 富宏
議会議員 岡崎 豊
議会議員 土居 豊榮
議会議員 木下 清
議会議員 朝倉 慧
議会議員 永田 耕朗

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 12 条の規定により提出します。

記

議第 1 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項を指定する議案

議第 1 号議案

高知県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項を指定する議案

平成25年 2 月26日提出

高知県後期高齢者医療広域連合

議会議員	板原	啓文
議会議員	有岡	正幹
議会議員	柴岡	邦男
議会議員	中平	富宏
議会議員	岡崎	豊
議会議員	土居	豊榮
議会議員	木下	清
議会議員	朝倉	慧
議会議員	永田	耕朗

高知県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条で準用する同法第180条第1項の規定により、高知県後期高齢者医療広域連合長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 法律上高知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が1件100万円以下のもの
- 2 広域連合が当事者である訴えの提起、和解及び調停に関することで、その目的の価格が100万円以下のもの
- 3 法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該条例の改正を行うこと。

提 案 理 由

地方自治法第292条で準用する同法第180条第1項の規定に基づき、広域連合長において専決処分にすることができる議会の権限に属する軽易な事項を指定する必要を認め、この議案を提出するものである。

平成 25 年 2 月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第 16 回定例会 議決の結果

議案番号等	件 名	議決内容
議第 1 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項を指定する議案	原案可決
第 1 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 2 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 3 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 4 号議案	平成 24 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	原案可決
第 5 号議案	平成 24 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決
第 6 号議案	平成 25 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	原案可決
第 7 号議案	平成 25 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
第 8 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合第 2 次広域計画議案	原案可決

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員